

2023年11月9日 令和5年度第3回子ども・子育て会議 資料1-1

こどもの意見反映の取組について

~意見聴取についての具体的な手法の検討~





1 こどもの意見反映の取組を進めなければならない根拠

こども基本法 基本理念

第三条

三 全てのこどもについて、その年 齢及び発達の程度に応じて、**自己に直** 接関係する全ての事項に関して意見を 表明する機会及び多様な社会的活動に 参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年 齢及び発達の程度に応じて、その意見 が尊重され、その最善の利益が優先し て考慮されること。

こども基本法 第11条

(こども施策に対するこども等 の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、 当該こども施策の対象となるこ ども又はこどもを養育する者そ の他の関係者の意見を反映させ るために必要な措置を講ずるも のとする。

児童の権利に関する条約

児童の意見の尊重(意見を聴か れる権利)(第12条)

- 自己に影響を与えるすべて の事柄について自由に意見 を表明することができる
- 表明された意見はそのこど もの年齢および成熟度にし たがって正当に重視される

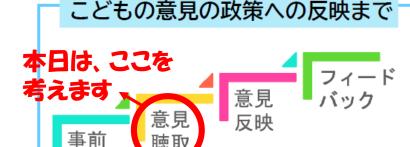
(こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書概要版より)

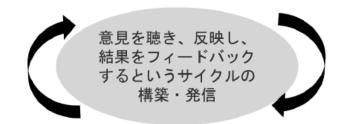
⇒ 子ども・若者の権利保障のため



2-1 こどもの意見反映プロセスの全体像

● どのようなこども・若者を対象に、どのように意見を聴き政策に反映するのかは、当該施策の目的や内容によって判断されるが、こどもや若者の状況や特性は多様であることを認識し、その最善の利益を第一に考え、安心・安全を確保して取り組まれなければならない。また、意見反映の在り方やプロセス自体にこどもや若者の声を反映し、常に改善をしながら進めることが重要である。





事前準備

■こどもや若者がテーマを設定する機会、事前の情報提供や 学習機会を確保。

意見聴取

■様々な手法や機会を組み合わせて聴取。聴く側の姿勢や体制を整備し、こどもが安心・安全に意見表明できる環境を確保。

意見反映

►こどもや若者の意見聴取を政策決定プロセスに組み込み、 聴いた意見を重要な情報として扱い、正当に考慮。 こどもの最善の利益を実現する観点で検討・判断。

フィードバック

■意見がどのように扱われ、どのような結果となったのかを 分かりやすく伝えるとともに、そのプロセスを社会全体に発信。

(こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書概要版より)



2-2 こどもの意見反映プロセスのポイント

意見を聴く前に

- 十分な情報提供や学習機会 テーマについての分かりやすい情報を 事前に提供し、意見の表明を支援。
- こども・若者によるテーマ設定 大人が設定するテーマだけでなく、こ どもや若者が意見を伝えたいテーマを 決める。



- ◆ 分かりやすいフィードバック 意見がどのように検討され、反映された か、反映されなかった場合はその理由等 を分かりやすく伝える。
- 振り返り 意見を表明したこども・若者自身や聴く 側・ファシリテーターの振り返りの結果 を、意見反映の取組の改善に活かす。
- 社会全体の発信 意見反映のサイクルを社会全体に発信し、 こどもの意見を聴く機運を高める。

意見を聴くときに

- 多様な参画機会 公募、学校等との連 携、生活の場や活動 の場での意見交換等、 様々な機会・参加方 法を活用する。
- 意見を言いやすい環境 声をあげにくいこど 安心・安全の確保、グ ループ作りの工夫、ど のような意見も受容さ れる雰囲気、ファシリ テーター等意見を引き 出す人材の確保。
- 様々な手法の選択肢 対面やオンラインでの 意見交換、アンケート、 SNSの活用、審議会委員 へのこども・若者の登 用等。
 - も・若者 公募等では声をあげに くいこども・若者や乳 幼児の声を聴くための、 状況や特性に合わせた 工夫や配慮。



政策への反映

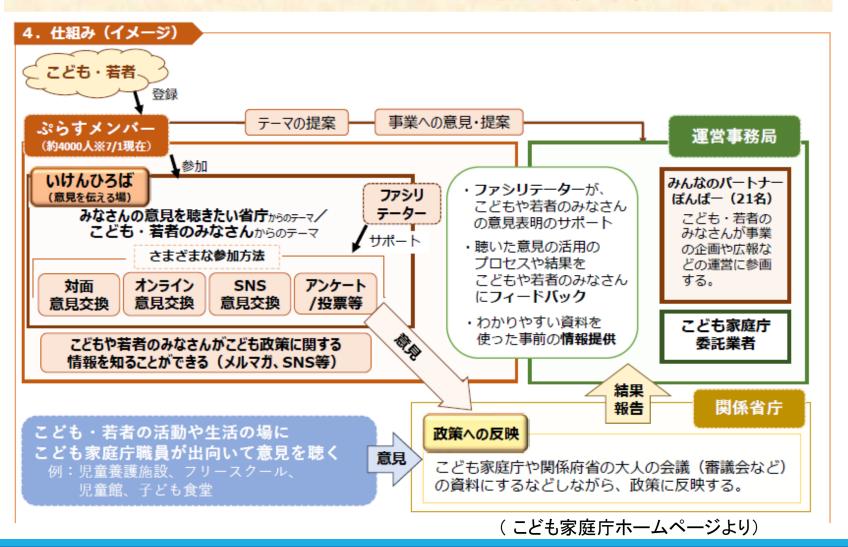
こども・若者の最善の利益 政策の目的、こども・若者の年齢や発達段階、実現 可能性、予算や人員などの制約も考慮しつつ、こど も・若者の最善の利益の観点で反映を判断する。

(こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書概要版より)



3 こども家庭庁が実施している意見聴取のしくみ

こども若者★いけんぷらす(こども・若者意見反映推進事業)





4 国がこれまでに実施した「いけんひろば」について

これまでに実施したいけんひろば(概要)

- ・ テーマ数:12テーマ
- ・ 意見聴取人数:1.125人(延べ人数、アンケート回答件数含む)
- ●こどもの居場所づくりに関する指針に向けた意見聴取

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	対面	23人	全世代	10名	7月31日	1時間

●若者と食の今後について考える!

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
	対面	12人	中学生~高校生	4名	8月2日	2時間
農林水産省	オンライン1	15人		3名	8月3日	2時間
	オンライン2	10人		3名		2時間

●新しくなった児童福祉法

担当省庁	手法	回答件数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	アンケート	96件	小学4年生~高校生	_	7月24日~8月6日	_

●幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(仮称)

担当省庁	手法	回答件数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	オンライン	202件	全世代	_	8月1日~8月15日	_

●農林水産業・行政に関する効果的な消費者等への情報発信について(農林水産省に行ってみよう!)

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
農林水産省	対面	17名	中学生~高校生	3名	8月24日	2時間

●いじめや不登校など学校に関する悩み事について

担当省庁	手法	回答件数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁/ 文部科学省	アンケート	131件	小学生~高校生	_	8月28日~9月15日	_

●生きづらさ、自殺したいという気持ちを抱える人に必要な支援について

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	対面	10名	高校生以上	3名	9月23日	2時間

●こども家庭庁概算要求について

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	オンライン	24名	全世代	5名	9月22日	2時間

●こども向けホームページについて

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
こども家庭庁	対面	16名	小学生~中学生	3名	10月9日	2時間

●食育について

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
典针业产少	対面	22人	小学5年生~高校生	4名	10月14日	2時間
農林水産省	アンケート	81件		_	9月15日~29日	_

●こども大綱について(「こども大綱」「こどもまんなか社会」をいっしょに考えよう)

担当省庁	手法	参加人数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
	対面	26人		6名	10月21日	2時間
	オンライン	25人	全世代	6名	10月21日	2時間
	チャット	34人		6名	10月20日~21日 10月22日~23日	2日間 ×2回
こども家庭庁	アンケート	133件		_	10月3日~19日	_
		9人	児童養護施設			
	山台人	29人	ひとり親家庭のこども(オンライン)			各1.5~
	出向<	一人	障害児支援施設(今後実施)			2時間
		一人	児童館 (今後実施)			

※チャットのみLINEオープンチャットの対象年齢が13歳以上のため中学生以上

●こども・若者の海に対する意識について

担当省庁	手法	回答件数	年代	ファシリテーター	開催日	時間
国土交通省	アンケート	210件	小学生~高校生	_	9月15日~10月13日	_

※10月25日現在



5 いけんひろば実施時の主な流れと留意点

意見聴取のサイクル

いけんぷらすの流れ

実施の際の留意点・工夫

意見を聴く前

メンバーへの募集

参加者決定

事前説明(参考1)

・テーマについての事前説明会を行う。

・当日の質問項目を事前説明会のときに提供することで、事前に意見を形成する時間を設ける。

・事前説明資料は対象年齢にあわせて作成。特に小学生低学年から参加するいけんひろばは、対象年代によって事前説明を分けるなど工夫。(参考1)

•

意見を聴くとき

いけんひろば(対面) の流れ例(参考2)

開会

今日の流れや ルールの説明

自己紹介/アイスブレイク

議論&休憩

班内感想/振り返り

事務連絡·閉会

事後アンケート・解散

【対面・オンライン】

- ・グランドルールを設定し、参加者で確認をしてから意見交換 を行う。(参考3)
- ・グループは年代の近い3~6人で構成し、意見を言いやすい 環境を確保。
- ・板書を担当する人をおいて、意見をその場で見えるようにする。
- ・振り返りの時間を設け、他のグループと意見の共有を行う。



【チャット】

・原則としていつでも意見交換ができるよう にしつつ、コアタイムを設定し、集中して議論 ができる時間を確保。 【アンケート】
・小学生でもわかるよう、
なるべく簡単なことばでア
ンケートを作成。

(※) すべての手法で意見の撤回の機会を設けている



いけんのまとめ

報告資料(参考4)

・原則発言通りに意見を書き起こし、担当省庁に出た意見をすべて伝える。

・対外的にいけんひろばの様子を報告し、社会全体に発信。

・出てきた意見がこども若者にとって見やすくなるよう集約するとともに、どの年代、班から発言があったのか、分かるようにした。



結果の フィードバック

フィードバック資料 (参考5)

・参加したこどもがフィードバック資料を見て、自身の意見や参加したときに発言されていた意見が載っていることが分かるようにした・いけんひろばの時にでたこどもや若者の意見と反映したものだけを載せるのではなく、反映までの過程を入れるようにした。

6 意見反映の取組をしなければならない「こども施策」とは・・・・

(定義)

第2条 略

- 2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体; 的に講ずべき施策をいう。
- (1) 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- (2) 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各員 段階に応じて行われる支援
- (3) 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備
- ◆「こども施策」とは、①「こどもに関する施策」と②「一体的に講ずべき施策」からなります。
- ◆ ①「こどもに関する施策」とは、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育でに関する支援 を主たる目的とする施策を指すものと解されます。その具体的な例が第2項各号に列記されています。
- ◆ 2「一体的に講ずべき施策」とは、例えば、以下の施策が含まれると解されます。
 - ・主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関係する 施策(例:国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立当の雇用環境の整備、小児医療を含む 医療の確保・提供)
 - •「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策(例:若者の社会参加支援、 就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援)

(こども基本法説明資料(内閣官房設立準備室)より)



8 意見聴取の具体的な手法ついて

- ★ 子ども・若者の参加者を確保することの難しさを踏まえたしくみづくりが必要。
- ★ 意見表明は、「子どもの権利」として、その機会は、常態的に あることが好ましく、参加できる年齢の幅も広く設定するべき
- ★ 庁内のどの部署からも、意見が聴けるようにしておくことが必要。

⇒ こども家庭庁のしくみに倣って、登録制のしくみをつくり、意見を聴く内容によって、対面、オンライン、アンケートなどの手法により、意見を聴いていくのはどうか。



9 今後の取組スケジュール

